

兵庫県公報

令和5年12月12日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則等の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

◎旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第39号）

- 1 旅館業法等の一部改正により、旅館業等の事業を譲り受けた者は、新たな営業許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継するものとされたこと、旅館業法施行規則等の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る申請書等に記載すべき事項及びその添付書類が定められたこと等に伴い、当該申請書等の様式及び許可書等の書換え交付の手続を定める等、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- 2 国の衛生等管理要領等の一部改正を踏まえ、公衆浴場における風紀に係る基準を見直す等、所要の整備を行うこととした。

規 則

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第39号

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則等の一部を改正する規則

(旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部改正)

第1条 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

省令第1条の3第1項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 譲受人が法人である場合には、前項の申請書には、省令第1条の3第2項に規定する書類のほか、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第9条第1項中「届書（様式第5号）」を「届出書（様式第6号）」に改め、同条第2項中「届書」を「届出書」に改め、同条第3項中「第3条の2第1項又は」を削り、「第3条の3第1項」の右に「又は第3条の4第1項」を加え、「届書（様式第5号）」を「届出書（様式第6号）」に改める。

第10条中「届書（様式第5号）」を「届出書（様式第6号）」に改める。

第12条中「職業」を「連絡先」に改め、「、性別」を削る。

様式第1号（第1面）の部中

「
年 月 日生
電話（ ） — 番」
を
「
年 月 日生
電話（ ） — 」
に、

「

所在地	電話() — 番 電子メール
-----	--------------------

」

を

「

所在地	電話() — 電子メール
-----	------------------

」

に、

「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話() — 番 電子メール
	<input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受付 年 月 日 第 号	

」

を

「

※ 受付 年 月 日 第 号

」

に改め、同様式(第4面)の部中「印」を「受付者名」に改め、同様式中注4及び注5を削る。

様式第5号(第1面)の部中「届書」を「届出書」に、

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話() — 番

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
年 月 日生

電話() —

に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を様式第5号とする。

様式第3号中

「電話() — 番

を

「電話() —

に、「第3条第2項に規定する」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中

「 年 月 日生
電話() — 番」
を
「電話() — 」

に、「第3条第2項に規定する」を「第3条第2項各号に掲げる」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第8条関係)

旅館業営業承継承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
兵庫県知事様		
申請者 (譲受人) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <div style="text-align: right;">年 月 日生</div> 電話() — 電子メール.....		
(譲渡人) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話() — 電子メール.....		
譲渡の予定年月日	年 月 日	
旅館	名称	
	所在地	
	営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿
	営業許可	年 月 日 第 号
法第3条第2項各号に掲げる譲受人の欠格条項該当の有無 有(法第3条第2項第 号)・無		

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

A4

(理容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第2条 理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書を削る。

第8条第2項中「理容所検査確認証」の右に「(以下「理容所検査確認証」という。)」を加え、同条第3項中「第1項の」を削り、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 理容所の開設者は、理容所検査確認証の記載事項に変更を生じたときは、理容所検査確認証書換え交付申請書（様式第6号）を知事に提出して、理容所検査確認証の書換え交付を受けることができる。

第8条に次の1項を加える。

5 理容所の開設者は、前2項の規定による申請を行う場合には、理容所検査確認証を失ったときを除き、申請書に理容所検査確認証を添付しなければならない。

第9条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第10条中「第8条第1項の」を削り、「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第11条第2項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「様式第8号」を「様式第10号」に、「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

省令第20条の2第1項の届出書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 法第11条の3第2項の規定による届出をする者が法人であるときは、省令第20条の2第1項の届出書には、同条第2項に定めるもののほか、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

様式第4号（第1面）の部中

「 年 月 日生
電話（ ） — 番」

を

「 年 月 日生
電話（ ） — 」

に、

「

所 在 地	電話（ ） — 番 電子メール
-------	--------------------

」

を

「

所 在 地	電話（ ） — 電子メール
-------	------------------

」

に、

「

<p>営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記開設者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話 (.....) 番 電子メール <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>	

」

を

「

<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>

」

に改め、同様式 (第2面) の部中「装置・」を削り、同様式 (第3面) の部中

「
届
出
の
経
過
」

を

「
※
届
出
の
経
過
」

に、「印」を「受付者名」に改め、同様式中注3及び注4を削る。

様式第10号を様式第12号とし、様式第9号を様式第11号とし、様式第8号を様式第10号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第9号（第11条関係）

理 容 所 営 業 承 継 届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
兵庫県知事 様	
届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
年 月 日生	
電 話（ ） -	
電子メール	
営業を譲渡した者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
理 容 所	名 称
	所 在 地
	検 査 確 認
	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出をする者が外国人である場合には、その国籍等の記載のある住民票の写し
- 3 届出をする者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

A 4

様式第7号（第1面）の部中

「
年 月 日生」
を
「
年 月 日生
電話（.....）.....
電子メール.....」

に改め、同様式（第2面）の部中「装置・」を削り、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中

「申請者 住所
氏名」

を

「申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
年 月 日生
電話（.....）.....
電子メール.....」

に、「検査確認証番号」を「検査確認番号」に、「検査確認証年月日」を「検査確認年月日」に、

「6 再交付を必要とする理由」

を

「6 再交付を必要とする理由

添付書類 理容所検査確認証（理容所検査確認証を失った場合を除く。）」

に改め、同様式を様式第7号とし、様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第8条関係）

理容所検査確認証書換え交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
年 月 日生

電話（.....）.....

電子メール.....

- 1 理容所の所在地
- 2 名 称
- 3 開設年月日
- 4 検査確認番号
- 5 検査確認年月日
- 6 書換え交付を必要とする理由

添付書類 理容所検査確認証（理容所検査確認証を失った場合を除く。）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第3条 美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書を削る。

第8条第2項中「美容所検査確認証」の右に「(以下「美容所検査確認証」という。)」を加え、同条第3項中「第1項の」を削り、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 美容所の開設者は、美容所検査確認証の記載事項に変更を生じたときは、美容所検査確認証書換え交付申請書（様式第6号）を知事に提出して、美容所検査確認証の書換え交付を受けることができる。

第8条に次の1項を加える。

5 美容所の開設者は、前2項の規定による申請を行う場合には、美容所検査確認証を失ったときを除き、申請書に美容所検査確認証を添付しなければならない。

第9条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第10条中「第8条第1項の」を削り、「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第11条第2項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「様式第8号」を「様式第10号」に、「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

省令第20条の2第1項の届出書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 法第12条の2第2項の規定による届出をする者が法人であるときは、省令第20条の2第1項の届出書には、同条第2項に定めるもののほか、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

様式第4号（第1面）の部中

「
年 月 日生
電話（ ） — 番」

を

「
年 月 日生
電話（ ） — 」

に、

「
所在地 電話（ ） — 番
電子メール

を

「
所在地 電話（ ） —
電子メール

に、

<p>「</p> <p>営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明</p> <p>私は、上記開設者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>..... 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>..... 電話 (.....) 番</p> <p>..... 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※</p> <p>受 付 年 月 日 第 号</p>	

を

<p>「</p> <p>※</p> <p>受 付 年 月 日 第 号</p>

に改め、同様式 (第2面) の部中「装置・」を削り、同様式 (第3面) の部中

<p>届出の経過</p>

を

<p>※ 届出の経過</p>

に、「印」を「受付者名」に改め、同様式中注3及び注4を削る。

様式第10号を様式第12号とし、様式第9号を様式第11号とし、様式第8号を様式第10号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第9号（第11条関係）

美容所営業承継届 兵庫県知事 様 届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 年 月 日生 電 話（.....） 電子メール.....		
営業を譲渡した者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所	名 称	
	所 在 地	
	検 査 確 認	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出をする者が外国人である場合には、その国籍等の記載のある住民票の写し
- 3 届出をする者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

A 4

様式第7号(第1面)の部中

「
年 月 日生」
を
「
年 月 日生
電話() -
電子メール」

に改め、同様式(第2面)の部中「装置・」を削り、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中

「申請者 住 所
氏 名」
を
「申請者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
年 月 日生
電話() -
電子メール」

に、「検査確認証番号」を「検査確認番号」に、「検査確認証年月日」を「検査確認年月日」に、

「6 再交付を必要とする理由」

を

「6 再交付を必要とする理由

添付書類 美容所検査許可証(美容所検査許可証を失った場合を除く。)」

に改め、同様式を様式第7号とし、様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第8条関係）

美容所検査確認証書換え交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

電 話（ ）

電子メール

- 1 美容所の所在地
- 2 名 称
- 3 開設年月日
- 4 検査確認番号
- 5 検査確認年月日
- 6 書換え交付を必要とする理由

添付書類 美容所検査確認証（美容所検査確認証を失った場合を除く。）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(食品衛生に関する手続等を定める規則の一部改正)

第4条 食品衛生に関する手続等を定める規則(昭和38年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「前項の申請書を提出する」を「前2項の規定による申請を行う」に改め、「当該」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「営業許可証再交付申請書」を「営業許可証書換え交付(再交付)申請書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 許可営業者は、営業許可証の記載事項に変更を生じたときは、営業許可証書換え交付(再交付)申請書(様式第3号)を知事に提出して、当該営業許可証の書換え交付を受けることができる。

第6条中「省令」の右に「第67条の2第1項、」を、「第70条第1項」の右に「(省令第70条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第56条第2項の規定による届出をする者が法人である場合には、省令第67条の2第1項の届出書には、同条第2項に定めるもののほか、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書若しくはその写しを添付しなければならない。

第7条中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改める。

様式第2号中「許可番号」を「許可の番号」に、「その年月日」を「年月日」に、

「

申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの	
営業を譲り受けたことを証する旨	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話() 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付	

を

「

申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの	

に改め、同様式中注6を削り、注7を注6とし、注8を注7とする。

様式第3号中

「営業許可証再交付申請書」

を

「営業許可証^{（書換え交付）}_{（再交付）}申請書」

に、「許可番号」を「許可の番号」に、「その年月日」を「年月日」に、「再交付を必要」を「書換え交付又は再交付を必要」に改め、同様式注2中「営業許可証の」の右に「書換え交付又は」を加える。

様式第4号（第1面）の部中

「

承 継	(1) 相 続	①のア・イ・ウ	戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合は、相続人全員の同意書
	(2) 合 併	①のエ・カ	合併後の法人の登記事項証明書又はその写し
	(3) 分 割	①のオ・カ	分割により営業を承継した法人の登記事項証明書又はその写し

」

を

「

承 継	(1) 譲 渡	①のア・イ	営業の譲渡が行われたことを証する書類及び許可業者の地位の承継の届出をしようとする者が法人の場合は、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書若しくはその写し
	(2) 相 続	①のウ・エ・オ	戸籍謄本若しくはその写し又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合は、相続人全員の同意書若しくはその写し
	(3) 合 併	①のカ・ク	合併後の法人の登記事項証明書又はその写し
	(4) 分 割	①のキ・ク	分割により営業を承継した法人の登記事項証明書又はその写し

」

に改め、同様式（第2面）の部中

①	ア 届出者と被相続人との続柄
	イ 被相続人の氏名及び住所
	ウ 相続開始の年月日 年 月 日
	エ 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
	オ 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
	カ 合併又は分割の年月日 年 月 日

を

①	ア 譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
	イ 営業の譲渡の年月日 年 月 日
	ウ 届出者と被相続人との続柄
	エ 被相続人の氏名及び住所
	オ 相続開始の年月日 年 月 日
	カ 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
	キ 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
	ク 合併又は分割の年月日 年 月 日

に改める。

様式第6号中「許可番号」を「許可の番号」に、「その年月日」を「年月日」に、

「 施設の名称、屋号又は商号

を

「 施設の名称、屋号又は商号

営業の形態」

に改める。

様式第7号中「許可番号」を「許可の番号」に、「その年月日」を「年月日」に改める。

(クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部改正)

第5条 クリーニング業の届出手続等を定める規則(昭和38年兵庫県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第3条第2項ただし書を削る。

第4条第2項中「クリーニング所検査確認証」の右に「(以下「クリーニング所検査確認証」という。)」を加え、同条第3項中「第1項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 営業者は、クリーニング所検査確認証の記載事項に変更を生じたときは、クリーニング所検査確認証書換え交付申請書(様式第2号の2)を知事に提出して、クリーニング所検査確認証の書換え交付を受けることができる。

第4条に次の1項を加える。

5 営業者は、前2項の規定による申請を行う場合には、クリーニング所検査確認証を失ったときを除き、申請書にクリーニング所検査確認証を添付しなければならない。

第5条第2項第3号中「前条第1項の」を削る。

第6条第2項中「第2条の3第1項及び」を削り、「第2条の4第1項」の右に「及び第2条の5第1項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

省令第2条の2第1項の届出書の様式は、様式第4号の3又は様式第4号の4のとおりとする。

2 法第5条の3第2項の規定による届出をする者が法人であるときは、省令第2条の2第1項の届出書には、同条第2項及び同条第3項において準用する省令第2条に定めるもののほか、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

様式第1号(第1面)の部中

「 年 月 日生
電話() — 番」

を

「 年 月 日生
電話() — 」

に、

所在地	電話() — 番 電子メール
-----	--------------------

」

を

所在地	電話() — 電子メール
-----	------------------

」

に、

「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記営業者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話(.....).....番 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受付 年 月 日 第 号	

を

「

※ 受付 年 月 日 第 号

に改め、同様式(第3面)の部中「印」を「受付者名」に改め、同様式中注4及び注5を削る。

様式第1号の2(第1面)の部中

「 年 月 日生
電話(.....).....番」

を

「 年 月 日生
電話(.....).....」

に、

「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記営業者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話(.....).....番 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受付 年 月 日 第 号	

を

「

※ 受付 年 月 日 第 号

に改め、同様式(第3面)の部中「印」を「受付者名」に改め、同様式添付書類1(2)中「自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所」を「保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」に改め、同様式中注3及び注4を削る。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第4条関係）

クリーニング所検査確認証書換え交付申請書

年 月 日

兵庫県知事様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

年 月 日生

電話（.....）.....

電子メール.....

クリーニング所の所在地			
クリーニング所の名称			
開	設	年 月 日	
検	査	確	認
		年 月 日	第 号
書換え交付を必要とする理由			

添付書類 クリーニング所検査確認証（クリーニング所検査確認証を失った場合を除く。）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号中「の場合は」を「にあつては」に、
「 年 月 日生」

を
「 年 月 日生
電 話 () -
電子メール」

に、「検査確認証」を「検査確認」に、
「備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

を
「添付書類 クリーニング所検査確認証（クリーニング所検査確認証を失った場合を除く。）
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」

に改める。
様式第4号（第1面）の部中

「 年 月 日生」
を
「 年 月 日生
電 話 () -
電子メール」

に改め、同様式（第2面）の部中

腰 張 り	コンクリート・タイル・その他 ()
	高 さ メートル

を

周壁で水の飛散する箇所	コンクリート・タイル・その他 ()
-------------	--------------------

に改める。
様式第4号の2（第1面）の部中

「 年 月 日生」
を
「 年 月 日生
電 話 () -
電子メール」

に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第4号の3 (第6条関係)

クリーニング所営業承継届 年 月 日 兵庫県知事様 届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 年 月 日生 電 話 (.....) 電子メール.....		
営業を譲渡した者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
	検 査 確 認	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師があるときは、その氏名

A 4

様式第4号の4 (第6条関係)

無店舗取次店営業承継届 年 月 日 兵庫県知事様 届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 年 月 日生 電 話 (.....) 電子メール.....		
営業を譲渡した者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
無店舗取次店	名 称	
	車両の保管場所	
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
	営 業 届 出	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 3 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師があるときは、その氏名

A 4

様式第8号中

「電話() — 番
年 月 日生」

を

「年 月 日生
電話() —
電子メール」

に改める。

様式第10号中

「本籍
住所
氏名
年 月 日生」

を

「本籍 都道府県
住所
氏名
年 月 日生
電話() —
電子メール」

に改め、

「
収入証紙
はりつけ欄
」

を削る。

様式第11号中

「電話」

を

「電話() —」

に、

「
本籍
(旧本籍)
」

を

「
本籍 都道府県
(旧本籍 都道府県)
」

に改める。

様式第13号中

「 氏名.....
 免許を受けた者の本籍
 」

を

「 氏名.....
 年 月 日生
 電話(.....).....
 電子メール.....
 免許を受けた者の本籍 都道府県
 」

に改める。

様式第14号中

「電話 (.....)番」

を

「電話(.....).....
 電子メール.....」

に、

「

研 修 講 習		年 月 日	
------------	--	-------	--

 」

注 該当事項は、○で囲んで下さい。

を

「

研 修 講 習		年 月 日	
------------	--	-------	--

 」

注 該当事項は、○で囲んでください。

A 4 」

に改める。

(公衆浴場規則の一部改正)

第6条 公衆浴場規則(昭和39年兵庫県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

第3条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

省令第1条の2第1項の届書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 法第2条の2第2項の規定による届出をする者が法人である場合には、省令第1条の2第1項の届書には、同条第2項に定めるもののほか、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

5 前項の届書には、省令第3条第2項又は省令第3条の2第2項に定めるもののほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第4条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

別表第1の部8(2)中「10歳」を「おおむね7歳」に改め、同部8(3)イ中「10歳未満の」を削り、同部8

(3)に次のように加える。

エ ア又はイに準ずる関係にある者であつて、風紀上支障がないと認める場合

別表第2の部11(2)中「10歳」を「おおむね7歳」に改め、同部11(3)イ中「10歳未満の」を削り、同部11(3)に次のように加える。

エ ア又はイに準ずる関係にある者であつて、風紀上支障がないと認める場合

様式第1号(第1面)の部中

「 年 月 日生
電 話 () — 番」

を

「 年 月 日生
電 話 () — 」

に、

「

所在地	電話 () — 番 電子メール
-----	---------------------

」

を

「

所在地	電話 () — 電子メール
-----	-------------------

」

に、

「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 () — 番 電子メール
	<input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受 付 年 月 日 第 号	

」

を

「

※ 受 付 年 月 日 第 号

」

に改め、同様式(第3面)の部中「印」を「受付者名」に改め、同様式中注4及び注5を削る。

様式第5号(第1面)の部中

「氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電 話 () — 番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
年 月 日生
 電話（.....）.....—.....」

に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中

「代表者の氏名.....
年 月 日生
 電話（.....）.....—.....番」

を

「代表者の氏名.....
 電話（.....）.....—.....」

に改め、同様式添付書類中「写し」の右に「及び登記事項証明書」を加え、同様式を様式第5号とする。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。
 様式第2号（第3条関係）

公衆浴場営業承継届	年 月 日
兵庫県知事様		
届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
.....		
.....年 月 日生		
電話（.....）.....—.....		
電子メール.....		
浴場業を譲渡した者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日
公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
	営 業 許 可年 月 日 第 号

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

A 4

(興行場規則の一部改正)

第7条 興行場規則(昭和59年兵庫県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「許可申請者(条例第2条第1項に規定する許可申請者をいう。)」を「法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者」に改める。

第4条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「届書」を「届出書」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「様式第2号」を「様式第3号」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第5条第1項の届出書の様式は、様式第2号のとおりとする。

第5条第1項中「第7条」を「第8条」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2項第1号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第8条中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

第9条中「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第1号(第1面)の部中

「

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話(.....)..... 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受 付 年 月 日 第 号	

」

を

「

※ 受 付 年 月 日 第 号

」

に改め、同様式(第4面)の部中「印」を「受付者名」に改め、同様式添付書類4中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同様式中注4及び注5を削る。

様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とする。

様式第4号中

「届出者 住 所.....」

を

「届出者 主たる事務所の所在地
.....」

に、

「
住所
」

を

「
主たる事務
所の所在地
」

に改め、同様式添付書類中「又は寄附行為の写し」を「若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条関係）

興行場営業承継届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 兵庫県知事様 届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話() 電子メール.....		
興行場営業 を譲渡した 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
興 行 場	名 称	
	所 在 地	
	営 業 許 可	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

A4

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する手続を定める規則の一部改正)

第8条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する手続を定める規則(平成3年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第14条中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「の掲示」を削り、同条中「食鳥処理事業許可証」の右に「(以下「許可証」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 食鳥処理事業の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、様式第13号の食鳥処理事業許可証(確認規定認定証)書換え交付申請書を知事に提出して、許可証の書換え交付を受けることができる。
- 3 食鳥処理事業の許可を受けた者は、前項の規定による申請を行う場合には、許可証を失ったときを除き、申請書に許可証を添付しなければならない。

第15条を第14条とする。

第16条の見出し中「の掲示」を削り、同条中「確認規程認定証」の右に「(以下「認定証」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 認定小規模食鳥処理業者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第13号の食鳥処理事業許可証(確認規程認定証)書換え交付申請書を知事に提出して、認定証の書換え交付を受けることができる。
- 3 認定小規模食鳥処理業者は、前項の規定による申請を行う場合には、認定証を失ったときを除き、申請書に認定証を添付しなければならない。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

様式第4号中「相続」を「譲渡・相続」に、

「

食鳥処理場の所在地	
-----------	--

」

を

「

食鳥処理場の所在地	
食鳥処理場の区分	大規模食鳥処理場 ・ 認定小規模食鳥処理場

」

に改める。

様式第12号を削る。

様式第13号中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第12号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第13号（第14条、第15条関係）

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）書換え交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

食鳥処理場の名称			
食鳥処理場の所在地			
許可(認定)の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日		年 月 日	

注 食鳥処理事業許可証又は確認規程認定証を添付してください(食鳥処理事業許可証又は確認規程認定証を失った場合を除く。)

(情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表2中「又は同条第3項」を「、同条第3項の規定による理容所検査確認証の書換え交付又は同条第4項」に改め、同表3中「又は同条第3項」を「、同条第3項の規定による美容所検査確認証の書換え交付又は同条第4項」に改め、同表4中「又は同条第3項」を「、同条第3項の規定による営業許可証の書換え交付又は同条第4項」に改め、同表5中「又は同条第3項」を「、同条第3項の規定によるクリーニング所検査確認証の書換え交付又は同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。ただし、第6条中公衆浴場規則第5条及び別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第8条までの規定による改正後のそれぞれの規則の規定による届出書、申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存する第1条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの規則の規定（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。